

議案第 55 号

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 1 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和 51 年 12 月条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

- 18 令和 2 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間に係る特別職の職員の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額の 10 分の 1 に相当する額を減じて得た額とする。
- 19 前項の規定は、特別職の職員で常勤のものとの期末手当に関する条例第 3 条に規定する期末手当及び甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例第 2 条に規定する退職手当の額の算定基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う厳しい社会状況等に鑑み、特別職の職員で常勤のものものの給料を一定期間減額して支給するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。